



阿久根市 電子契約サービス導入に関する説明会

主催：阿久根市

運営：弁護士ドットコム株式会社

1. 利用対象とする契約
2. 電子契約導入のメリット
3. 電子契約の利用に当たって
4. 契約締結の流れ
5. 御不明点のお問い合わせ方法
6. アンケート

1. 利用対象とする契約

- 令和8年10月1日以降に、「公告」、「指名」または「随契見積合せ」を行う案件から対象。
- 建設工事や測量設計等の業務委託など、現在、電子入札を行っている案件が対象。

※すでに指名済の案件は対象外です。



変更契約について

- 変更契約は、当初契約が電子契約の場合のみ、電子契約の対象となります。

当初契約 紙



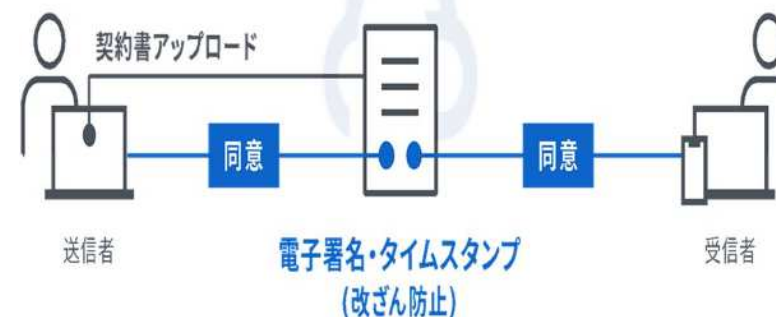
変更契約 紙



当初契約 電子

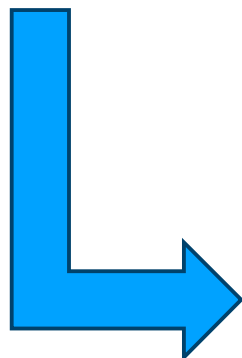


変更契約 電子



利用申出書について

電子契約を希望される
場合は、
電子契約利用申出書
の提出が必要です。



別記様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電子契約利用申出書

以下の案件に係る契約については、阿久根市が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 契約案件名

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

【担当者】※不在の場合は斜線を記入してください。

役職	
氏名	
メールアドレス	

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記入してください。

役職	
氏名	
メールアドレス	

※1 この申出書は、契約ごとに1部提出してください。

※2 メールアドレスは、事業所から割り当てられた業務上又は事業用のメールアドレスを記入してください。

※3 最終確認者は、必ずしも代表者である必要はなく、電子契約締結の最終的な承認者を記入してください。

※4 担当者の記入がない場合又は担当者で最終確認者と同一のメールアドレスを記入した場合は、担当者を省略するものとみなします。

※5 担当者を複数設定する場合は、担当者欄を複写し、記入してください。原則として記載順のとおりに承認していただきます。

※6 建設工事請負契約においては、建設業法第19条第3項の規定により書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

2. 電子契約導入のメリット

電子契約は阿久根市だけでなく、
事業者様にも多くの「メリット」があります。

電子契約のメリット

不要

収入印紙

不要

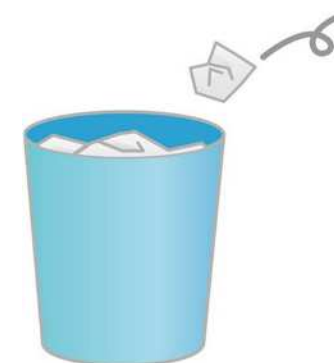
契約書の製本・押印

不要

契約手続きのための窓口来庁

不要

契約書の保管場所



3. 電子契約の利用に当たって

電子契約の利用を希望される場合、
「電子契約利用申出書」を提出していただきます。

落札決定

電子契約利用
申出書提出

電子契約

- ・ 入手方法：HPに掲載
- ・ 提出方法：メール

別記様式（第8号関係）

年 月 日

(宛先) 阿久根市様

所在地
 番号又は住所
 代表者様氏名

電子契約利用申出書

以下の案件に係る契約については、阿久根市が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 契約案件名

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

【担当者】※不在の場合は斜線を記入してください。

役職	
氏名	
メールアドレス	

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記入してください。

役職	
氏名	
メールアドレス	

※1 申出書は、落札のときに提出します。

※2 メールアドレスは、事業所から割り当てられた業務上又は事業用のメールアドレスを記入してください。

※3 最終確認者は、必ずしも代表者である必要はなく、電子契約締結の専断的な承認権を記入してください。

※4 担当者の記入がない場合は担当者兼最終確認者同一のメールアドレスを記入した場合は、担当者兼最終確認者として扱われます。

※5 担当者兼最終確認者を兼任する場合は、担当者欄を空欄とし、記入してください。併記として記載願う場合は併記してください。

※6 電子工事案件※契約においては、電子契約実施計画※第8号関係の規定により審査の交付に代えて最終的審査を課する制度により実施することについて、同意に承諾するものとします。

なお、本表提出後であっても、最終的審査を課する制度により実施することを要請する旨の申出があった場合は、申出以降の電子工事の審査契約については審査を交付することとします。

1 契約案件名

--

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

【担当者】※不在の場合は斜線を記入してください。

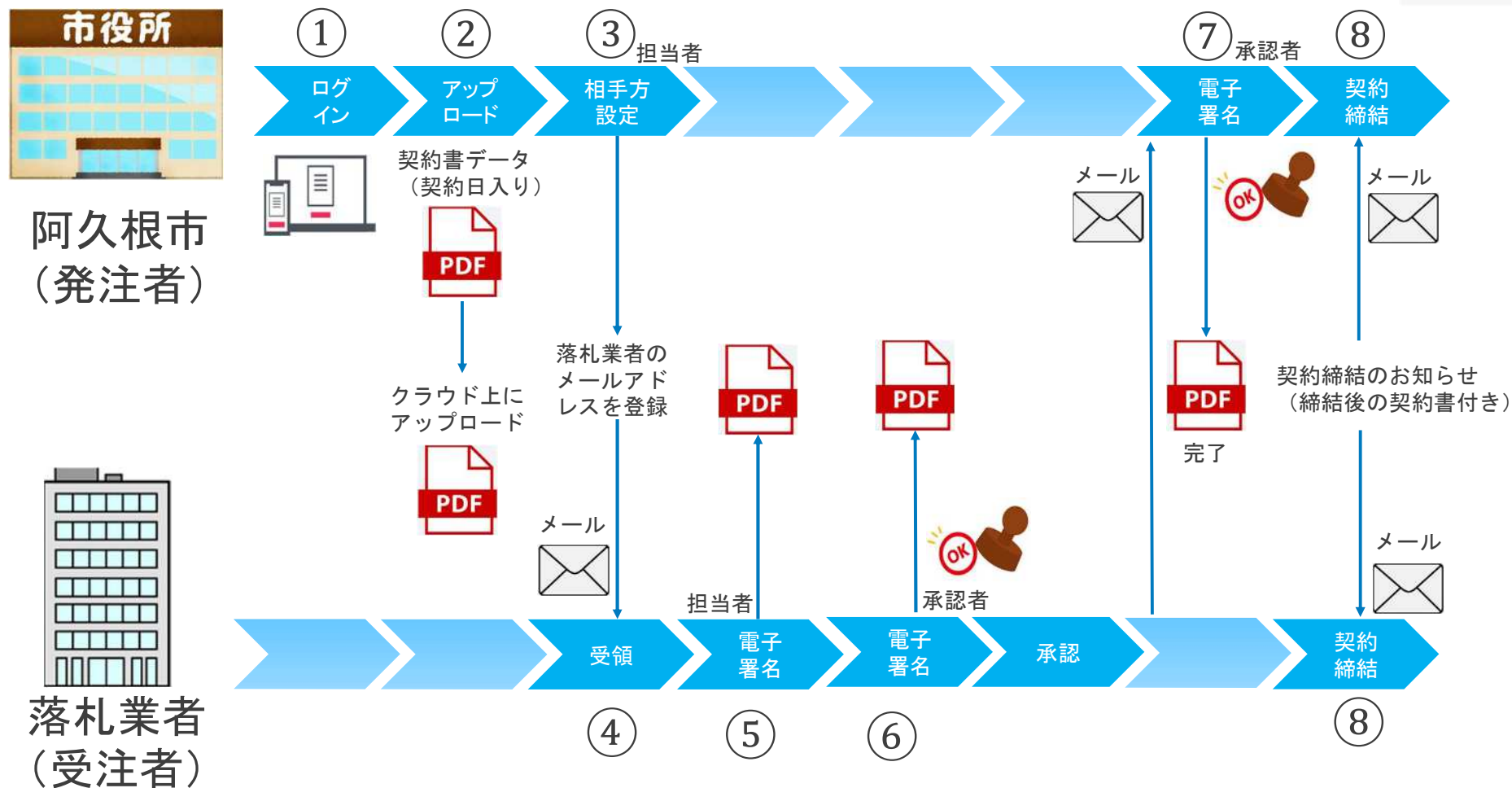
役職	
氏名	
メールアドレス	

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記入してください。

役職	
氏名	
メールアドレス	

4. 契約締結の流れ

電子契約サービス利用契約



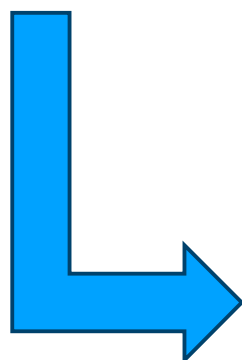
※②契約日と⑦電子署名完了日が異なる場合、契約日は②とします。

電子契約書について

電子契約締結後、タイム
スタンプが付与されます。



契約締結済の「しるし」



タイムスタンプ

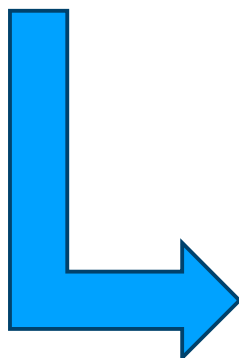
建設工事請負契約書

1 工事名			
2 工事場所	阿久根市脇本地内		
3 工期	自	令和 8 年 9 月 16 日	150 日間
	至	令和 9 年 2 月 12 日	
4 請負代金額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に 10/110 を乗じて 得た額である。		
5 契約保証金			
6 建設発生土の搬出先等	建設発生土を搬出する場合は、設計書に定める場所に搬出すること。なお、この工事が 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の規定により再生資源利 用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資 源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から 請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 上記の工事について、契約担当者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づい て、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するも のとする。 この契約の証として本契約書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通保持する。 令和 8 年 9 月 11 日		
契約担当者	住 所	鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地 阿久根市	
	職・氏名	阿久根市長 西 平 良 将	
請 負 者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者氏名		

01f1f1jmw119e7198r48C0z99w09rhh

合意締結証明書について

電子契約が締結されたことを証明するものです。



電子契約タイトル: L E D交換に係る業務委託
ダウンロード情報: 管財係-2026/08/24 (月) 15:37(JST)

CLOUDSIGN 合意締結証明書

タイトル L E D交換に係る業務委託
ファイル名 契約書 (案) .pdf
書類ID 01n8qrhxqpr6hbjp1g0gzmr6nyzh1kjt ←タイムスタンプ

合意締結当事者 管財係 阿久根市
kanzai@city.akune.kagoshima.jp
Eメール認証
2026/08/24 (月) 15:22(JST)

nakasato-r@city.akune.kagoshima.jp
Eメール認証
2026/08/24 (月) 15:29(JST) ←電子署名日

※ 本証明書は、送信者および各受信者の同意日時を証明する書面です。 証明書発行: 弁護士ドットコム株式会社

変更1

開札日に契約書案データの送付不要

変更2

契約書約款の改正

契約金額が500万円以上の場合

これまでは・・・

- 「前金払」や「部分払」の有無によって、
落札業者が契約書約款の文言を選択していた。

今後は・・・

- 契約書約款の規定を改正し、『「前金払」や「部分払」行うことができる』と規定→選択・追記の必要なし

変更

契約保証の取扱い

契約金額が500万円以上の場合

これまでは・・・

- 「保証書提出書（押印あり）」及び
「認証キー」（契約保証書）を財政課窓口へ提出。

今後は・・・

- 「認証キー」のみをメールで提出する。

契約のための財政課窓口への来庁不要

5. 御不明点のお問い合わせ方法

【運用に関する問合せ窓口】

阿久根市財政課管財係までお問い合わせください。

※ お問い合わせは、メール・電話で受け付けております。

連絡先(メール) : kanzai@city.akune.kagoshima.jp

連絡先(電話番号) : 0996-73-1217 (直通)

【クラウドサインについての問合せ窓口】



自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解法方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご利用ください。

クラウドサイン右下の
アイコンをクリックします。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。



操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。

クラウドサイン右下の
アイコンをクリックします。



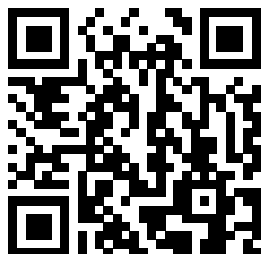
メッセージを送信をクリックします。



6. アンケート

今後の運用の参考のために、本日の説明会についてアンケートへの御協力をお願いいたします。

回答は以下のQRコードから、**10月7日（水）**までに
お願いします。



【阿久根市】電子契約導入に伴う事業者
向け説明会 アンケート

説明会にご参加いただきありがとうございました。
説明会のご感想や電子契約サービスに係る質問をお聞かせください。

※こちらのアンケートは、今後のサービスの改善に役立てさせていただくものでござい
ます。ご記載いただいた情報を無断で社外の第三者に提供することはありません。

[Googleにログイン](#)すると作業内容を保存できます。 [詳細](#)

* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

[クラウドサイン利用規約](#)・[クラウドサインプライバシーポリシー](#) に同意する *

☐ 同意する

会社名をご記入ください。 *

回答を入力

部署名をご記入ください。 *

回答を入力